

議案第14号

琴浦町表彰条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町表彰条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町表彰条例の一部を改正する条例

琴浦町表彰条例(平成16年琴浦町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰の種類)</p> <p>第2条 表彰は、特別功勞表彰、功勞表彰及び善行表彰とする。</p> <p>(特別功勞表彰)</p> <p>第3条 特別功勞表彰は、次条の規定により功勞表彰を受けた者であつて、その功績が卓越する者に対してこれを行う。ただし、特別の事情がある場合は、功勞表彰を受けていない者に対しても行うことができる。</p> <p>(功勞表彰)</p> <p>第4条 功勞表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを行う。</p> <p>(2) <u>町長として12年以上在職した者若しくは副町長又は教育長で、特に功勞が顕著であると認めたる者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げる者のほか、町の公益及び町民の福利増進のため、特に功勞が顕著である者</p>	<p>(表彰の種類)</p> <p>第2条 表彰は、特別功勞表彰、功勞表彰、<u>善行表彰、勤続表彰及び団体表彰</u>とする。</p> <p>(特別功勞表彰)</p> <p>第3条 特別功勞表彰は、次条の規定により功勞表彰を受けた者であつて、その功績が卓越する者に対してこれを行う。ただし、特別の事情ある場合は、功勞表彰を受けていない者に対しても行うことができる。</p> <p>(功勞表彰)</p> <p>第4条 功勞表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを行う。</p> <p>(2) <u>町長、副町長、教育長その他職員</u>で、特に功勞が顕著であると認めたる者</p> <p>(3) <u>町の産業、教育、文化、社会福祉等町勢発展に貢献し、その業績が多</u> <u>大である者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げる者のほか、町の公益及び町民の福利増進のため、特に功勞が顕著である者</p>

(善行表彰)

第5条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人に対してこれを行う。

(1) 多年にわたり、教育、産業、土木、厚生、衛生、消防等町の公益若しくは町民の福祉増進に尽力し、又はそれらに関する公務を助けてその業績が多
大であるもの

(2) 芸術、科学、スポーツ等本町の文化の発展に寄与し、その業績が多
大であるもの

(3) 人身の救助につとめた者又は災
害、事故の防止、救助、復旧等に尽力し、その功績が顕著なもの

(4) 町の公益又は町民の福利増進のため、50万円以上の金品を寄附した
もの

(5) 前各号に掲げる者のほか、善行、徳行又は功績が特に顕著であり、町民の模範とするに足りるもの

(表彰の時期)

第6条 表彰は、おおむね5年に1回行う。
ただし、特に必要があるときは、随時行うことができる。

(善行表彰)

第5条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを行う。

(1) 善行、徳行又は功績が特に顕著であり、町民の模範とするに足りる者

(2) 芸術、科学、体育等本町の文化の振興に寄与して、その業績が多
大である者人身の救助につとめた者又は災
害、事故の防止、救助、復旧等に尽力し、その功績が顕著な者

(3) 町の公益、町民の福利増進のため、個人で20万円以上の金品を寄附した者

(勤続表彰)

第6条 多年にわたり、教育、産業、土木、厚生、衛生、消防等町の公益、町民の福祉増進に尽力し、又はそれらに関する公務を助けてその業績が多
大である者

(団体表彰)

第7条 団体表彰は、次の各号のいずれかに該当する団体に対してこれを行う。

(1) 第4条第3号及び前条に準じて、

<p>(条例表彰審査会)</p> <p><u>第7条</u> 第3条から第5条までの規定に該当すると認められるものについては、琴浦町条例表彰審査会(以下「審査会」という。)に諮って被表彰者を決定する。</p> <p>2 略</p> <p>(在職期間の通算)</p> <p><u>第8条</u> 第4条第1号及び第2号の在職期間の中断する者は、その前後の在職期間を通算する。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p><u>第9条</u> 被表彰者には、表彰状に記念品を添えて町長がこれを贈呈する。ただし、現職町長に対する場合は、町議会議長がこれを行う。</p> <p>(被表彰者名簿の備付け)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(表彰の取消し)</p> <p><u>第11条</u> 特別功労者であって、公権剥奪又は停止の処分を受けたときは、その表彰を取り消すものとする。</p> <p>(再表彰等)</p> <p><u>第12条</u> 善行表彰を受けたものであっても、更にその事由が生じたときは、重ねて表彰することができる。</p> <p>2 第3条の表彰を受けた者に対しては、</p>	<p><u>その業績が多大である団体</u></p> <p>(2) <u>町の公益、町民の福利増進のため、60万円以上の金品を寄附し、又は奇特の行為があった団体</u></p> <p>(3) <u>その他特に表彰を必要とする団体</u></p> <p>(条例表彰審査会)</p> <p><u>第8条</u> 第3条から前条までの規定に該当すると認められるものについては、琴浦町条例表彰審査会(以下「審査会」という。)に諮って被表彰者を決定する。</p> <p>2 略</p> <p>(在職期間の通算)</p> <p><u>第9条</u> 第4条第1号の在職期間の中断する者は、その前後の在職期間を通算する。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p><u>第10条</u> 特別功労者及び功労者は、町長が町議会の同意を得て表彰状に記念品を添えてこれを表彰する。ただし、町長に対する場合は、町議会議長がこれを行う。</p> <p>2 <u>善行表彰、勤続表彰及び団体表彰は、町長が選考して表彰状に記念品を添えてこれを表彰する。</u></p> <p>(被表彰者名簿の備付け)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(表彰の取消し)</p> <p><u>第12条</u> 特別功労者であって、公権はく奪又は停止の処分を受けたときは、その表彰を取り消すものとする。</p> <p>(再表彰等)</p> <p><u>第13条</u> 善行表彰、勤続表彰又は団体表彰を受けたものであっても、更にその事由が生じたときは、重ねて表彰することができる。</p> <p>2 第3条の表彰を受けた者に対しては、</p>
---	---

<p>その後この条例に基づく表彰を、第4条第1号及び第2号の表彰を受けた者に対しては、その後同条の表彰を行わない。</p> <p>(追彰)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p>その後この条例に基づく表彰を、第4条第1号及び第2号の表彰を受けた者に対しては、その後同条及び<u>第6条</u>の表彰を行わない。</p> <p>(追彰)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第4号の規定は、この条例の施行の日以後において、寄附を行ったものについて適用する。